

第8回 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会 の開催概要 洪水氾濫時の“逃げ遅れゼロ”を目指して

●5月31日(月)に「第8回荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災協議会」を開催しました。

本協議会では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき令和7年までを目標とした荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針の改訂案が了承され、また、氾濫危険水位(氾濫開始相当水位)、洪水予報における予測水位時間の延長等の情報共有や坂戸市、蓮田市、川島町、吉見町をはじめとする各構成機関での減災に係る取組状況報告の他、熊谷地方气象台からキキクル、ホットライン等の情報提供がなされるなど、各フォローアップと今出水期に向けた情報交換をweb会議方式で行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からweb方式により開催

The screenshot shows a presentation slide with the following content:

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和3年5月10日に公布され、5月20日に施行されました。また、災対法が改正されたことを受け、内閣府より、「**避難情報に関するガイドライン**」が令和3年5月10日公表されました。
- 上記ガイドラインでは、ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高(又は背後地盤高)など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を「**氾濫開始相当水位**」と呼称することとしました。
- また、上記ガイドラインでは、氾濫開始相当水位を提供することにより、
①危険箇所において、越水・溢水を確認しておらずとも、**計算上、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した時点で「警戒レベル5緊急安全確保」の発令の判断が出来るようになる。**
②平時に明確な発令基準を設定することが出来る。とされています。

【氾濫開始相当水位の設定】

- ①各河川の左右岸別に、概ね200m毎に氾濫開始水位(堤防高あるいは無堤防の場合は地盤高)を把握。
- ②①の氾濫開始水位を受け持つ水位観測所の水位を換算し、水位観測所が受け持つ区域の各氾濫ブロックの中で最も低い水位を氾濫開始相当水位として設定。

※氾濫ブロック内に複数の自治体が含まれる場合には、自治体毎に氾濫開始相当水位を設定。

139



●荒川上流河川事務所長のコメント(抜粋)

「訓練したことしか本番では実行できない。備えだけでは実行できない。」という教訓のもと、共有した情報・事例を活用し、よりの確に地域の安全を確保していくために引き続き連携を図る。
防災情報の確認方法については、事前に確認するとともに各機関内で共有して頂きたい。

これまでの本協議会の取組はこちらからDL出来ます→ <https://www.ktr.mlit.go.jp/araajo/araajo00603.html>